

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（
医業未収金の債権回収業務の範囲内のものを除く。）を令和4年4月1日次のとおり委託した。

令和4年7月19日

岩手県医療局長 小原 勝

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立中央病院	盛岡市東仙北二丁目4番16号	岩手美装株式会社
岩手県立大船渡病院	盛岡市中央通三丁目3番1号	協栄テックス株式会社
岩手県立釜石病院	釜石市野田町二丁目6番9号	協立管理工業株式会社
岩手県立遠野病院	盛岡市上堂三丁目19番4号	桜心警備保障株式会社
岩手県立千厩病院	北上市幸町2番5号	北上ビルメン株式会社
岩手県立二戸病院	盛岡市盛岡駅前通15番20号	エーワメデック株式会社
岩手県立一戸病院	久慈市長内町第9地割20番地	株式会社久慈中央商事
岩手県立山田病院	釜石市野田町二丁目6番9号	協立管理工業株式会社
岩手県立軽米病院	盛岡市盛岡駅前通15番20号	エーワメデック株式会社
岩手県立大東病院	一関市三関字仲田21番地1	新生ビル管理株式会社
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	盛岡市西仙北一丁目15番3号 仙北第一ビル1階	東北清和株式会社
岩手県立南光病院	北上市幸町2番5号	北上ビルメン株式会社